

令和8年度実施方針・計画に対する各委員からの御意見

委員名	区分	御意見	回答	部局	該当課
曾我部副座長	実施方針	1 全体として、西暦、和暦の表記統一がされていない。	全体として、西暦、和暦の記載内容について統一します。	文化生活部	人権啓発推進室
		2 P4 8行目 「新たにLINEやX、YouTube等、SNS上での啓発に取り組んだ他」、 →「新たに」とは今までは行っていなかったということでしょうか。 →「他」は「ほか」に変える	SNSでの啓発については、令和6年度からLINEやX、YouTubeでの実施に加え、7年度については、より若年層の方に啓発できるよう、インスタグラムを追加しています。 「若年層への啓発のため、LINEやX、インスタグラム、YouTube等、SNS上での啓発に取り組んだほか」に修正します。	文化生活部	人権啓発推進室
		3 P5 36行目 「個人や団体が必要な手続きを行えるよう相談体制の整備」 →「手続き」を「手続」に変える	ご指摘のとおり修正します。	文化生活部	人権啓発推進室
		4 P7 4行目 「要配慮者を含む全ての避難者が安心して過ごせるよう、…」 →この項目が避難所の環境の話であるなら、その旨明記されてはいかがでしょうか。	「要配慮者を含む全ての避難者が安心して過ごせるよう、市町村と連携してトイレ・キッチン・ベッド等の避難所環境整備と運営体制の強化を推進」に修正願います。	危機管理部	危機管理総務課
		5 P7 6行目 「災害弱者(外国人住民や障害のある方、高齢者等)への情報保障やWITHコロナ社会における避難所の分散化や環境整備、多様な視点に立った運営の取組」 →来年度の計画としては必要ではなような気がします。	該当部分は削除します。	危機管理部	危機管理総務課
		6 P8 12行目 「こども」のところで、インターネット利用における保護についても項目を立ててはいかがでしょうか。	別添のとおり、追記しました。	健康福祉部	家庭青少年課
		7 P9 25行目 「外国人住民等への正しい理解と認識の浸透を図るため、学校、家庭、地域社会等…」 →観光業、飲食業など外国人と接する機会の多い業界における対応も必要ではないか。	企業全体への取組として、外国人と接する日本人従業員を対象とした「やさしい日本語」セミナーや、外国人雇用企業を対象とした日本語教育の啓発を実施することで、コミュニケーションの円滑化と相互理解を支援しているところ。	知事直轄組織	国際課
		8 P10 31行目(性的マイノリティの人々) 別資料で、研究会を開催されているとあり、重要な取り組みだと感じます。 その上で、トランスジェンダーなどについては医療体制の充実も重要です。京都市内ではジェンダークリニックが複数あるようですが、ホルモン療法などの費用負担は重く、助成制度があれば良いのではないのでしょうか。いずれにしても、当事者の声を聞いて施策を検討する必要があると思われまます。 また、同性カップルについても声を聞く必要があるでしょうが、パートナーシップ認定制度の導入が政治的に困難であっても、実務上、自己申告に基づき、病院や公営住宅入居等の場面で同性カップルを拒むことのないよう徹底するといった取組みは可能ではないのでしょうか。	・性的マイノリティの当事者の声を聞き、施策を検討することは重要な視点と認識。そのため、推進計画の策定にあたり、当事者等との意見交換を行い、相談体制の整備等において反映したところ。引き続き、当事者等の声も聞きながら、生きづらさの解消にむけた取組を推進します。 ・京都府では、パートナーシップ制度は導入していませんが、一定要件のもと、病院の面会や府営住宅の入居等認めているところであり、企業をはじめ市町村、関係機関に対し、SOGIに関わらず利用できるよう働きかけを行います。	文化生活部	人権啓発推進室
		9 P13 10行目 〔社会教育関係職員〕 →スポーツ団体はこれに入るのでしょうか、学習塾はどうでしょうか、など、範囲を明示してはいかがでしょうか。	〔社会教育関係職員〕については、社会教育(「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動」)を実施する社会教育関係団体の職員を想定しているところで、指導者としての資質向上を図る研修等を実施することとしております。スポーツ団体や学習塾など個々の団体については、それぞれの団体が主に社会教育に関する事業を行うことを目的としているかどうかで判断することとなります。	教育庁	社会教育課

令和8年度実施方針・計画に対する各委員からの御意見

委員名	区分	御意見	回答	部局	該当課	
曾我部 副座長	実施計画 (個別事業)	10	多様な方法で啓発がなされていることは理解できましたが、啓発の内容についてお伺いしたいです。一般市民としてこの種の啓発に接するイメージの限りで恐縮ですが、公正な採用をしましょうとか、ヘイトスピーチ許されないとか、当たり障りのない一般的な内容が多いように思います。人権はマイノリティとの関係で問題となることが多く、マジョリティにとっては直感に反したり不快だったりする要求がしばしばあります。アンコンシャスバイアスをズバリ指摘するような啓発が求められるのではないのでしょうか	様々な人権問題について、気づき、考え、行動するきっかけとなるよう、 ①当事者に語っていただく ②身近に活動、支援されているNPO等の思いを届ける ③歴史・背景や現状、差別解消にむけた取組など、啓発テーマを設定 など、工夫した取組を推進。また、今年度は、人権条例施行も踏まえ、自分の持つ権利にスポットをあてた啓発を実施。 今後とも、SNSや動画も含め、リスクを訴えたり、具体的な事例を取り上げるなど、効果的な啓発となるよう工夫します。	文化生活部	人権啓発推進室
		11	⑩-2 個別のところでは農林水産部の取組につき、「女子力」という用語が適切か、やや気になるところです。それはともかく、農林水産業では外国人の労働者も多いと想像しますが、外国人の人権に関する内容はあるのでしょうか。	・女子力という用語の適切性について： 京の農林女子力パワーアップ支援事業は、農林水産業の担い手として重要な役割を果たす女性の能力発揮を支持する事業であり、その趣旨に合う表現の修正を検討します。 ・京都府内の農林水産業の外国人労働者の人権に関する取組について： 府内では、農業分野における在留資格「特定技能」外国人が282人(令和7年6月末、大阪出入国在留管理庁調査)、在留資格「技能実習」外国人が約459人(府推定値)就労しており、農業法人等においても多くの外国人材が就農しています。 こうした状況を踏まえると、農林漁業関係団体職員等に対して、外国人労働者への人権を尊重する意識の醸成がますます重要であると考えています。そのため、農林水産部が実施する農林漁業関係団体職員等向け研修等の人権教育・啓発事業において、今後、外国人労働者の人権等に関する内容を積極的に取り入れ、理解促進を図ってまいります。	農林水産部	農産課
		12	教育庁の取組につき、「府教育委員会は7日、未成年との性行為を撮影したり、校内で盗撮したりした2人を含む計5人の男性教諭を懲戒処分にしたと発表した。うち、免職は4人。府教委の今年度のこれまでの懲戒処分は計8件となり、昨年度の4件から倍増している。」(読売新聞オンライン2025年10月8日)という記事もありましたが、教職員の性犯罪防止施策は別途されているということでしょうか	教職員による性犯罪・性暴力等は、被害者の尊厳を著しく傷つけるものであり、教育への信用を根底から揺るがすものです。京都市を除く府内の全公立学校では、毎年度研修を実施して教職員一人一人の認識を高めるとともに、教職員と生徒とのSNSを原則禁止するなど、取り組んでいるところですが、令和7年度には、緊急の校長会等も開催し、改めて教職員の服務規律の確保について徹底を図りました。令和8年度についても、引き続きすべての公立学校において、啓発資料「教職員による性暴力等の根絶にむけて」を活用した研修を実施するとともに、研修内容の見直し、服務規律の徹底、相談体制の強化など、具体的な対策を講じてまいります。	教育庁	—
		13	商工労働観光部の取組につき、セミナーや研修の対象に、花街や伝統行事関係を含む伝統産業にかかわる各種団体は含まれているのでしょうか。	商工労働観光部では、あらゆる差別問題への理解を深め、人権意識の高揚を図るため、商工会・商工会議所等の関係団体と連携した人権啓発研修会を開催し、企業の代表者のほか、商工業関係団体役員等に参加いただいております。 また、企業・職場における人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修会を開催し、企業の人権担当者に参加いただいております。 なお、これまで花街や伝統行事関係の団体が参加していたかは確認できておりません。	商工労働観光部	産業労働総務課、 雇用推進課

令和8年度実施方針・計画に対する各委員からの御意見

委員名	区分	御意見	回答	部局	該当課
神戸委員	実施方針	14 P3 2行目(表除く) “全ての人が地域で「守られている」「包み込まれている」と感じ“の部分ですが、権利を「擁護する」ことだけでなく、その人(個人)の全人格を「認める」ということが基本的人権の第1歩ではないかと思えます。 ですので、「守られている」「包み込まれている」に加えて「認められている」という文言を追加してはどうでしょうか。 この箇所がそぐわないのであれば、P4の下から6行目「府民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自分の人権とともに～」の部分「府民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深め、互いを認め合いながら、自分の人権とともに～」とする方法もあるかと思えます。	委員のご意見を踏まえ、「府民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深め、 <u>互いを認め合いながら</u> 、自分の人権とともに」と修正します。	文化生活部	人権啓発推進室
		15 P7 3行目(災害時における人権の尊重) ・4つ目、「個別避難計画の作成や支援体制の推進や訓練の実施」を「支援体制の推進及び訓練の実施」とした方が文章が読みやすいと思えます。	ご指摘のとおり修正します。	危機管理部	危機管理総務課
		16 P2 「この改正により、…」を段落1マス空ける	ご指摘のとおり修正します。	文化生活部	人権啓発推進室
寺内委員	実施計画 (個別事業)	17 ⑧-23 「ヤングケアラー支援体制強化事業」 ・実態調査の詳細を教えてください。 どのような方法で調査し、どのような質問項目があるのか、小中学生や特別支援学校の子は対象外なのか…など。	ヤングケアラーの実態調査については、令和6年6月に「子ども・若者育成支援推進法」の改正に伴う施行通知において、ヤングケアラーを早期に把握し、個別具体的な支援につなげるために、都道府県と市町村とが連携し、役割分担のもと、定期的(年1回程度)に実態調査を行うことが重要であると示されたところ。 市町村は、学校等の関係機関を通じて小中学生を対象とした実態調査を実施し、都道府県は、高校世代の他、18歳以上のヤングケアラーを把握することを目的とした実態調査を行うこととされている。 調査方法については、現在、調整中であるが、高校や大学等を通じて、生徒へ周知いただき、WEBフォームにより個別に回答を行っていただく形を検討している。また、特別支援学校や関係機関については、教諭や関係者に対し、実態調査を行い、ヤングケアラーの当事者がいれば、当事者向けに個別の調査を実施することを考えている。 質問項目については、学校名や学年、家族構成、ケアの有無やその内容等に関する項目を検討しており、具体的な支援を希望される場合には、氏名・連絡先を記載してもらうようにする予定である。 なお、世代や特性によって質問項目を変更するなどの配慮も必要であると考えており、引続き、効果的な調査となるよう検討を重ねてまいりたい。	健康福祉部	家庭青少年課
		18 ⑫-1「あんしん『子育て-教育』京都プロジェクト」 ・教育相談や専門家チームの対応件数、一定の成果が出ているのであれば教えてください。	相談機関と専門家チームが連携した総合的な体制を整え、学校だけでは解決困難な案件についても、コーディネータの配置により、スクールロイヤー等専門家との円滑な連携と支援体制づくりが進んでいます。 ＜R7実施状況＞※12月時点 ○トータルアドバイスセンターでの教育相談件数 電話3,441件、メール26件、来所1,142件、巡回64件 計4,673件 ○専門家チームによる専門的支援 スクールロイヤー相談66件	教育庁	学校教育課・高校教育課
		19 ⑫-2 「いじめ防止・不登校支援等総合推進事業」 ・一部新規はどれでしょう。	全て令和7年度からの継続事業となります。(修正漏れ)	教育庁	学校教育課、高校教育課、社会教育課

令和8年度実施方針・計画に対する各委員からの御意見

委員名	区分	御意見	回答	部局	該当課	
ギルデンハルト委員	実施計画 (個別事業)	20	①-6 「地域における日本語教育の推進」 ・外国人増加に関する誤認・誤解を防ぐために、また、外国人は「人材」だけでなく、「生活者」でもあるという点を強調するために、 (3)の文章に「人手不足緩和のために実施されている特定技能、、、」 「生活者としての外国人住民や地域のニーズ、、、」 のように、下線を引いた文言を挿入するのはいかがでしょうか？	委員の御意見をもとに、「特定技能の拡充や育成就労の導入」→「人手不足分野における人材の確保等を目的とする特定技能の拡充や育成就労の導入」に修正する。 「外国人住民や地域のニーズや課題に対応するため」は、生活者とともに、就労者としての教育も行っているため、原案どおりとする。	知事直轄組織	国際課
		21	①-7「外国人住民に対する災害時支援体制の整備」等 「やさしい日本語」は外国人住民のみならず、高齢者、ろうなど、他の言語的な弱者にも有効だとされ、横断的な位置づけが望ましいと思われれます。 また、災害時に外国人住民も支援者になれるような育成プログラムの導入が望ましいと思われれます。例えば、岡山県・総社市では「外国人防災リーダー養成研修」が実施されています。	国際課においては、府民や外国人と働く日本人従業員を対象に研修を実施するなど、外国人に対する有効なコミュニケーション手段として「やさしい日本語」の普及、活用促進の取組を実施しているところ。 また、府内においても、市町村や外国人雇用企業において「外国人防災リーダー」の登録や育成に取り組んでいる事例があり、(公財)京都府国際センターが協力を行っているところ。引き続き、市町村や企業等と連携してこういった取組を推進してまいりたい。	知事直轄組織	国際課
		22	①-8「外国人住民の生活環境の整備」 「優先入居」、「優先枠」という表現： 誰に対して優先されるかは不明なので、不公平感が生じかねないので、表現を変え、また、留学生の増加傾向の背景(「留学生30万人計画」)に関する説明を追加するのはいかがでしょうか？	留学生の受入れを進める国の方針により留学生が増加している背景がある中で、「優先入居」「優先枠」という表現は不公平感が生じかねないという趣旨の御意見と認識しているが、優先入居制度は留学生受入れのための支援施策として実施しているものではなく、住宅困窮者への支援として高齢者世帯、母子・父子世帯、障害者世帯等に対して実施しており、その区分の1つとして特に住宅にお困りになっている外国人研究者・留学生等世帯が含まれているというものである。 表記については、ご指摘も含め検討します。	知事直轄組織	国際課
		23	①-9「多文化共生施策の検討」 「ウクライナの皆様の思い、、、」という表現は他の記述の文体とは異なっていて、少し違和感があります。 また、〔対象者〕は府内在住のウクライナ避難民等となっているのですが、他の出身国の難民・避難民に関する言及はないです。	国が大規模なウクライナ避難民の受入れ及び支援を実施していることに合わせ、京都府においてもウクライナ避難民に対する支援を行っている。他の出身国の外国人住民については、まずは外国人住民総合相談窓口をファーストドアとして相談を受け付け、必要な機関や制度につなげることとしている。	知事直轄組織	国際課
		24	全体的に： 「人権」が抽象的な概念です。具体化して(自由権、法の下での平等、社会権、受益権など)、解説を追加すると、もう少し具体的なイメージがわくかと思いました。	ご指摘のとおり、「人権」という言葉は、日常生活の中では抽象的に受け止められやすく、その内容が十分に伝わりにくいという課題があります。 府民だより12月号では、「日本国憲法が保障する基本的人権の尊重」と題して、憲法13条、14条、25条の内容を記載しました。引き続き具体的な権利について啓発していきたいと思ひます。	文化生活部	人権啓発推進室